

監 事 監 査 報 告 書

平成 2 2 年 5 月 2 5 日

学校法人鶴岡学園

理事長 鈴木 武夫 殿

学校法人鶴岡学園

監事

浅川 修二



監事

鈴木 豊



私たちは、私立学校法第 3 7 条第 3 項及び学校法人鶴岡学園寄附行為第 1 5 条の規定に基づき、学校法人鶴岡学園の平成 2 1 年度（平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで）の学校法人業務及び財産の状況について監査を行なった。

私たちは、監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、あずさ監査法人から、私立学校振興助成法に基づく監査の状況について説明を聴取するなど、本学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べるにあたり必要と認めた監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人の業務及び財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上